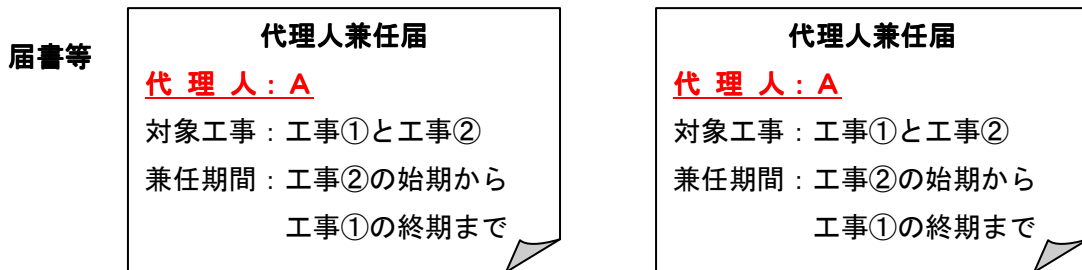
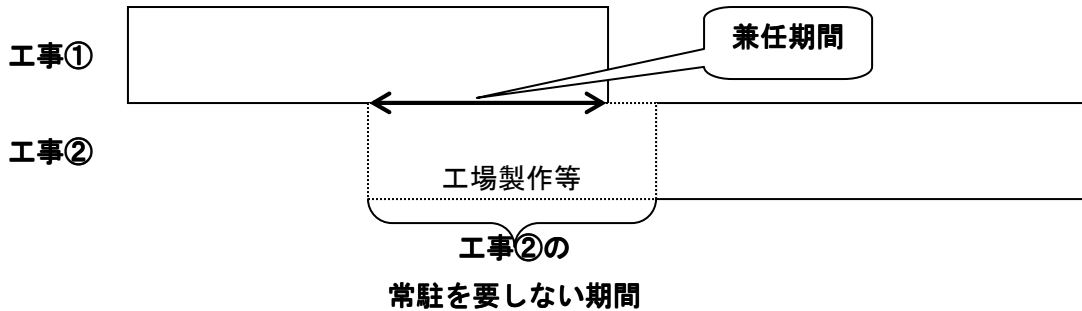


## 現場代理人兼任の条件及び届書等について

### 1 いずれか一方（又は両方）の常駐を要しない期間の兼任

兼任はいずれか一方（又は両方）の工事の常駐を要しない期間に限られます。連絡員の選任は必要ありません。



※ 常駐を要しない期間であることを確認できる書類を添付してください。

### 2 兼任することができる工事で、条件を満たす場合の兼任

各々の工事の現場において作業等が行われているか否かは問いませんが、**兼任する現場代理人（A）**の他に、**工事①に常駐する連絡員（B）**及び**工事②に常駐する連絡員（C）**を選任してください。

連絡員についても、元請の社員の方であることが必要で、兼任はできません。

